⑷　犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動への支援等

ア　犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が開催するシンポジウムや講演会について、その意義や趣旨に賛同できるものは、その効果の波及性等も踏まえ後援する。また、シンポジウム等の開催について、地方公共団体をはじめとする公的機関に対して周知するとともに、政府広報等との連携のほか、ＳＮＳ等の様々な広報媒体を通じて、その意義・活動について広く一般に広報するなどして、民間の団体の活動を支援する。【警察庁】（４―73）

イ　警察において、関係府省庁及び地方公共団体の主体的な協力を得て、公益社団法人全国被害者支援ネットワークをはじめとする犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携の一層の強化を図るとともに、地方公共団体に対し、同民間の団体との連携・協力の充実・強化を働き掛ける。【警察庁】（４―74）

ウ　関係府省庁及び地方公共団体向けに配信している「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」を、希望する犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対しても配信するなど、関係府省庁や同民間の団体等における犯罪被害者等のための新たな制度や取組について情報提供を行う。【警察庁】（４―75）

⑸　犯罪被害者等早期援助団体等に対する指導

警察において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が犯罪被害者等のニーズに応じた適切かつ充実した支援活動を行うための指導・助言及び協力を行う。

また、都道府県公安委員会において、必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体に対し資料の提出を求めるなどにより指導を行う。【警察庁】（４―76）

⑹　地方における多機関ワンストップサービス体制に求められる民間被害者支援団体の活動に関する分析等

地方における多機関ワンストップサービス体制を効果的に運用する上で民間被害者支援団体に求められる支援内容の具体化に向け、犯罪被害者等支援コーディネーターとの連携や支援提供状況等の把握・分析を継続的に、かつ、全国的に横串を通して実施する。

また、同分析結果を都道府県に情報提供することを通じ、各地方において民間被害者支援団体が求められる支援を継続的に実施するための気運醸成・環境整備を促進する。【警察庁】（４―77）

４　人材育成及び調査研究に関する施策

⑴　犯罪被害者等施策に携わる地方公共団体職員等の育成及び意識の向上

ア　地方公共団体の職員等の育成及び意識の向上を図るため、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議、全国犯罪被害者等支援実務者会議等の機会を捉えて、犯罪被害者等支援に関する地方公共団体における先進的・意欲的な取組事例等の最新の情報を提供するとともに、支援者向けオンデマンド研修教材や研修機会の充実に努める。また、地方公共団体からの要請に応じて、職員向けの研修に地方公共団体アドバイザー等を講師として派遣するといった協力を行う。【警察庁】（４―78）

イ　犯罪被害者等支援に携わる関係機関・団体の職員等の理解の増進及び意識の向上を図るため、犯罪被害者等やその援助に精通した有識者を招き、関係府省庁及び地方公共団体の職員等を対象とする「犯罪被害者等施策講演会」を開催する。【警察庁】（４―79）

⑵　職員等に対する研修の充実

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける相談員や関係機関・団体等の対応能力の向上のため、相談員、同センター長、コーディネーター、行政職員、医療関係者等が支援に必要な基本的知識から新たな課題までを包括的に学習できるよう、オンライン教材の提供を含め、研修機会の提供に取り組む。【内閣府】（４―80）

⑶　警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実

専門的知識を必要とする被害者支援担当部署に配置された実務担当者に対し、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体との連携要領、犯罪被害者等支援の実践的技能を習得させるための公認心理師・臨床心理士によるロールプレイング方式による演習等を含む専門的な研修のほか、カウンセリング業務に従事する職員等に対する基礎的及び実践的・専門的な教育等を充実させる。【警察庁】（４―81）

⑷　被害少年の継続的な支援を行う警察職員の技能習得

被害少年の継続的な支援を行う少年補導職員及び少年相談専門職員について、講習・研修等により、カウンセリングの技法等の専門技術や被害少年の立ち直り支援に必要な専門知識等を習得させるよう努める。また、これら専門的能力を備えた職員の適正な配置に努める。【警察庁】（４―82）

⑸　警察職員に対する研修の充実等

ア　ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案に的確に対処することができるよう、同事案に対処する警察官に対して必要な教育を行う。【警察庁】（４―83）

イ　被害児童の聴取に関する警察官の技能の一層の向上を図るため、事情聴取場面を設定したロールプレイング方式の実践的な研修を行うほか、「子どもからの聴取に関するＡＩ訓練ツールの開発」事業において開発した訓練ツールを活用するなど、被害児童の負担軽減に配意しつつ信用性の高い供述を確保するための聴取方法に関する効果的な研修の実施を推進する。【警察庁】（４―84）

⑹　法務省の人権擁護機関における研修体制の充実

全国の法務局における人権相談に際して、犯罪被害者等の相談者が置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、職員に対する研修の一層の充実に努める。また、法務大臣により委嘱された民間ボランティアである人権擁護委員が、犯罪被害を含む人権問題全般に適切に対応できるよう、引き続き適切かつ十分な研修等の実施に努める。【法務省】（４―85）

⑺　法テラスの職員等に対する研修の充実

法テラスにおける犯罪被害者等支援を担当する職員及び常勤弁護士に対し、犯罪被害者等の実情に配慮した二次的被害防止のための方策等に関する研修や、犯罪被害者等の心情等への理解を深め、その心情等を適切に聴取することに資する研修を実施する。【法務省】（４―86（再掲：２―33））

⑻　教職員の理解促進のための研修の実施

教職員が犯罪被害に遭った児童生徒及びその兄弟姉妹である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和３年法律第57号）、同法に基づく基本指針等を踏まえ、犯罪等の被害に関する研修の実施、犯罪被害に遭った児童生徒への対応に係る周知等を通じて教職員の理解を深め、指導力の向上に努める。【文部科学省】（４―87）

⑼　学校内における連携及び相談体制の充実

虐待を受けたこどもへの対応、健康相談の進め方等についてまとめた参考資料等を活用しつつ、養護教諭等の資質向上のための研修の充実を図る。【文部科学省】（４―88）

⑽　犯罪被害者等支援業務に関する精神保健福祉センター等の職員の理解促進

精神保健福祉センター等において犯罪被害者等に対する心の健康回復のための支援や関係機関・団体等との連携が適切に行われるよう、厚生労働省において、同センター等の職員が犯罪被害者等支援に関する研修を受講するよう促すなどして、犯罪被害者等支援業務に関する同センター等の職員の理解促進を図る。【厚生労働省】（４―89（再掲：２－６））

⑾　虐待を受けたこどもの保護等に携わる者の研修の充実

虐待を受けたこどもの保護及び自立支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所及び児童福祉施設等関係機関の職員、市区町村の職員並びに保健機関等の職員の資質の向上等を図るための研修の充実を図る。【こども家庭庁】（４―90）